

高知県個人情報保護制度委員会答申一覧表（個人情報の目的外提供の制限の例外の関する事項）

No.	答申番号	答申日付	事務の名称 (提供元・答申当時)	事務担当課 (提供元・答申当時)	提供する個人情報	組織の名称 (提供先・答申当時)	目的外提供する理由又は必要性	備考
41	259	H30. 6. 22	「若者はばたけネット」に係る個人情報に関する事務	教育委員会生涯学習課	氏名、住所、電話番号、年齢、生年月日、性別、保護者の氏名・本人との続柄、家族構成、学校生活の状況、退学理由、進路未定の理由等支援に必要な事項、本人と良好な関係にある人物及び在籍していた学校名	社会福祉法人高知県社会福祉協議会 特定非営利活動法人若者就労支援センターつながるねっと	若者自身が進路に無関心であったり、あるいは進路を決定してもつまずいたりすることで自信を失い、ニートや引きこもりになるケースがある。 若者支援のためには早期発見、早期支援が望ましいが、現状では、ニートやひきこもり傾向になり、時間が経過してから利用するケースが多い（サポートステーション利用者の平均年齢25歳）。 生徒が学校教育から離れてしまうとその後の状況を把握することができず、進路支援の手立てや有益な情報が届きにくくなり、ともすれば孤立しニートや引きこもりになる恐れがある。 このため、学校から継続した進路支援を行うためには、県が該当者を把握し、それを総合相談窓口・支援機関であるサポートステーションにつなぐことが必要である。	

高知県個人情報保護制度委員会答申一覧表（思想、信条等に関する個人情報の収集の制限の例外に関する事項）

No.	答申番号	答申日付	個人情報取扱事務の名称 (答申当時)	事務担当課 (答申当時)	収集する個人情報	収集する理由又は必要性	備考
1	2	H30. 9. 21 (H30. 6. 22 協議)	県民等からなされる申請、相談、要望、陳情、意見等その他県民等の自由な意思により提供される情報に含まれる場合	実施機関共通	思想、信条、信教、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	県民等からなされる申請、相談、要望、陳情、意見等や、県等が行う意見交換会等での意見の中には、思想、信条、信教、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報が含まれる場合があるが、これらの情報は、申請者等の意思により一方的に提供されるものであり、その性質上、収集の選択の余地がない。	

文書情報課協議一覧表（個人情報のオンライン結合による提供の制限の例外的に関する事項）

No.	承認日付	事務の名称	事務担当課	提供する個人情報	システム等の名称	提供先	備考
71	H30. 3. 23	競争入札参加資格（清掃、警備又は設備保守管理）の申請・登録に関する事務	管財課	登録番号・名称又は商号・代表者職氏名・所在地・電話番号・営業項目（警備のみ機械警備の項目有）・ISO 14001又はエコアクション21・障害者雇用・高知県ワークライフバランス又は次世代育成支援企業	ホームページ	不特定多数	
72	H30. 4. 16	陳情、要望、苦情等の処理に関する事務	都市計画課	任意団体の共同代表者氏名、意見・要望	ホームページ	不特定多数	
73	H30. 5. 24	住宅宿泊事業に関する事務	食品・衛生課	施設の住所、届出番号、家主居住・不在の別	ホームページ	不特定多数	
74	H30. 6. 11	新足摺海洋館の愛称募集に関する事務	地域観光課	受賞者の基本的事項（氏名、住所、（公表の場合は市町村まで）電話番号）と社会生活（職業・職歴、学業・学歴（公表の際は学校名・学年まで））	ホームページ	不特定多数	